

東村山市第5次総合計画等5計画策定の考え方

1. 策定の趣旨

東村山市では、市の最上位計画として平成23年度に東村山市第4次総合計画（以下、「第4次総合計画」）を策定し、将来都市像「人と人 人とみどりが響きあい 笑顔あふれる 東村山」の実現に向けた市政運営を進めてきた。この間、住みたい・住み続けたいまちを目指したまちづくりを行い、さまざまな成果を出すとともに、現在も東村山駅周辺の連続立体交差事業や都市計画道路の整備が進んでおり、まちが大きく変わろうとしている。

一方で、市の人口は、平成24年をピークに減少傾向へ転じており、全国的な傾向からも、人口減少と少子高齢化のさらなる進行が見込まれる。また、科学技術の革新や生活スタイルの変化など、市や市民、行政を取り巻く環境は大きく変化している。

そのような中、平成33年度を初年度とする東村山市第5次総合計画を含む5つの計画・構想（東村山市第5次総合計画、東村山市都市計画マスタープラン、第2次東村山市人口ビジョン・東村山市創生総合戦略、東村山市公共施設等総合管理計画、市センター地区整備構想を指す。以下、「5計画」という。）の策定手続を開始する時期を迎えた。

第5次総合計画は、市が人口減少・少子高齢化が進む社会環境下に置かれて初めての総合計画となり、これまでのように成長を前提とした発想を転換する必要がある。今回策定する5計画は、そのような転換点にあってまちの持続可能性を高め、東村山市らしい地域経営を進めるために必要な取り組みを明らかにする重要な計画となる。

策定にあたっては、こうした将来の変化など市を取り巻く将来の状況を予測し、これを踏まえて広く市民との議論を深め、東村山の未来を拓く計画としたい。

2. 計画策定に向けた基本的な考え方

（1）情報の共有、市民の参加、協働を重視した計画策定

市では、平成26年4月1日に「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」を施行し、まちづくりを進めていくための理念や原則を定めた。5計画の策定は、市民と情報を共有し、市民の意見を踏まえて計画を策定するなど、この理念や原則を尊重して進めるものとする（最終頁に条例の抜粋を記載）。

（2）将来の環境変化を見据えた計画策定

5計画は、持続可能な地域経営に資する計画とするため、社会環境の変化を見据える将来の予測を行い、これを基に策定する。例えば、30年～40年先の推計人口から将来の東村山が置かれる環境を予測し、その地点でありたいまちの姿に近づくための方策を検討するなど、未来を起点とした計画策定を行う。

（3）5計画の効果的かつ効率的な策定

以下の5計画の策定・改定を効果的かつ効率的に行うため、相互の連携・調整を図ることと

する。これにより、策定手続の重複をなくすとともに、計画間の整合性を高め、方向性を一つにしたまちづくりを進める。

- ① 東村山市第5次総合計画（以下、「第5次総合計画」という）
- ② 東村山市都市計画マスタープラン（以下、「都市計画マスタープラン」という）
- ③ 第2次東村山市人口ビジョン・東村山市創生総合戦略（以下、「第2次人口ビジョン・総合戦略」という）
- ④ 東村山市公共施設等総合管理計画（以下、「公共施設等総合管理計画」という）
- ⑤ 市センター地区整備構想

3. 各計画の考え方

(1) 各計画の考え方

① 第5次総合計画

(計画の概要)

総合計画は、東村山市みんなが進めるまちづくり基本条例第16条第1項の規定に基づく、市の最上位計画であり、市全体の政策、施策について広く方向性を定める。東村山市が目指すまちの将来像、まちづくりの方向性等を定める基本構想と、その実現を図るための方策を定める計画で構成する。

(策定の考え方)

第4次総合計画の終了に伴い、新たに第5次総合計画を策定するものである。計画の具体的な構成、期間等については策定過程で検討を行う。

② 都市計画マスタープラン

(計画の概要)

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき定める市の都市計画に関する基本的な方針である。

(改定の考え方)

都市計画マスタープランは、第5次総合計画の基本構想、東京都が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して現行計画を改定する。改定は、市民の意見、社会状況の変化及びまちづくりの進捗等を踏まえて行う。計画構成は、現行計画と同様に全体構想、地域別構想、実現化方策等の構成とし、計画期間も、現行計画と同様に20年間とすることを想定するが、具体的には改定過程で検討を行う。

③ 第2次人口ビジョン・総合戦略

(計画の概要)

人口動態の分析、将来人口の推計、人口の将来展望等を示す人口ビジョンと、基本目標別の施策を示す創生総合戦略で構成する。国の方針（「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」等）を踏まえて策定する。

(策定の考え方)

現在の人口ビジョン・創生総合戦略の終了に伴い、新たに策定する。計画の構成、計画期間は、策定過程で検討する。

平成33年度を初年度とするが、創生総合戦略について国の方針等が示された場合は、その方針等を反映する。

④ 公共施設等総合管理計画

(計画概要)

公共施設総合管理計画は、国において平成25年11月に策定された「インフラ長寿命化計画」等の要請に基づき策定した、公共施設の維持管理・更新等を着実に推進し、今後も持続可能な市民サービスを提供していくための行動計画である。現況や課題認識を整理する「共通編」、理念や方針、取組みの方向性等について整理した、「ハコモノ編」と「インフラ編」からなり、平成28年度から同42年度までを計画期間としている。

(改定の考え方)

東村山市公共施設等総合管理計画のこれまでの取組みを総括し、さらに取組みを推進することを目的に改定を行う。改定に当たっては、同時に策定を行う各計画と一貫性を持たせ、国の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂（平成30年2月）等を踏まえて第2フェーズに向けた見直しを行う。第2フェーズの期間は、第5次総合計画に合わせて設定する。

⑤ 市センター地区整備構想

(計画の概要)

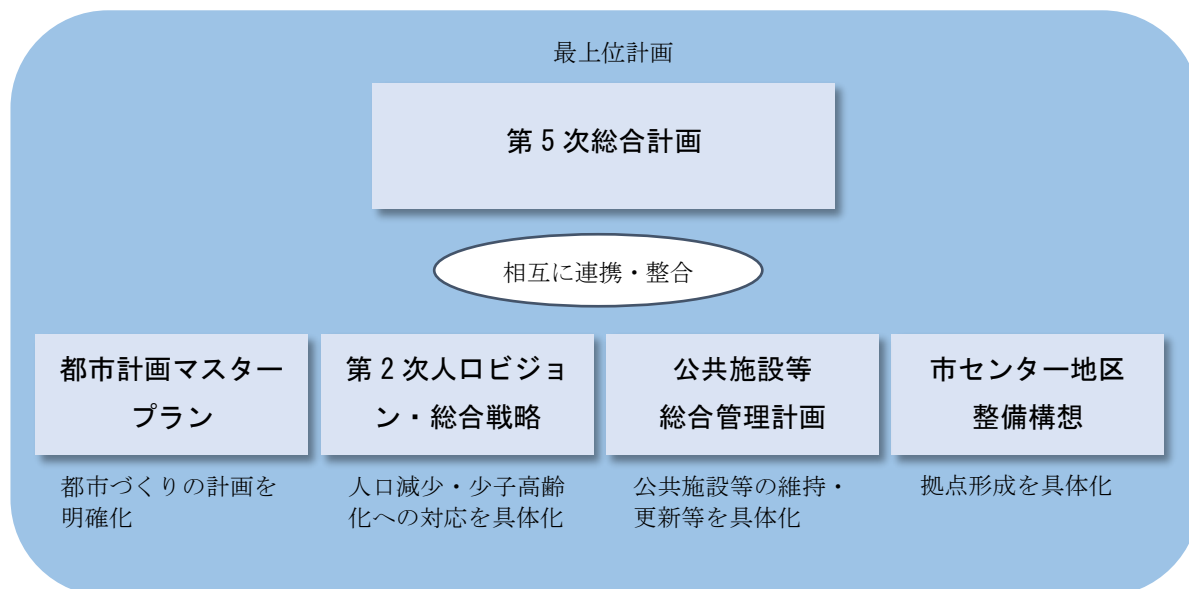
老朽化している公共施設の再生と、連続立体交差事業をはじめとした都市基盤整備に合わせて、市本庁舎を中心とする周辺施設の将来的なあり方、方向性を検討するもの。

(検討の考え方)

諸課題の整理や解決方法、情報収集、事業手法の検討を行い、第5次総合計画や都市計画マスタープラン等の策定・改定に合わせてその時点でのまとめを行う。

(2) 計画相互の関係性について

第5次総合計画が市の最上位計画であり、他の計画・構想は、目的や分野などの範囲を限定して詳細に定めた計画である。策定にあたっては、5計画で方向性を一にし、相互に整合性を確保するよう留意して行うものとする。



4. 策定体制

(1) 5計画の策定体制

- ① 5計画は、計画策定過程で、対話や調査等により市民が参加する機会を確保し、市民の意向を踏まえて策定する。
- ② 第5次総合計画、都市計画マスタープラン及び第2次人口ビジョン・総合戦略は、それぞれ附属機関等の審議または協議を踏まえて策定する。
- ③ 5計画は、市の内部検討体制を組織し検討を進めるとともに、各計画の内容や策定段階によって、全庁の関係部署が意見交換等を行い、計画策定を協力して行うものとする。
- ④ 5計画は、各計画の内容や策定段階によって、東村山市議会へ報告し、意見をいただきながら策定を進める。

(2) 市民の計画策定への参加

- ① 5計画の策定は、第5次総合計画を中心に各計画において必要十分な市民のご意見をいただき、相互の計画においてもそれらを反映するものとする。
- ② 計画策定への参加の機会や計画案等は、随時、市報・市ホームページなどで情報共有する。
- ③ 人口減少をはじめとして将来環境が変化する転換点となる計画策定となるため、将来の予測を情報共有する。
- ④ 次代を担う若年層をはじめ、幅広い市民が計画策定に参加できる機会を設ける。また、将来を見据えた協働や公民連携を推進するため、地域の課題解決に向けてパートナーとなる団体や事業者の意向把握を行う。参加手法は、時代に合わせた多様な手法を組み合わせるものとし、以下のものを想定する。

ア 計画策定に関する情報共有のための説明会等の開催

計画策定の過程において計画策定に関する情報や計画案等を広く共有するため、説明会等を開催する。

イ 郵送アンケートによる意向把握

広く市民のまちづくりへの意識やニーズを把握するため、無作為に抽出した市民を対象に郵送アンケート調査を実施する。

ウ 幅広い世代の市民の対話による意向把握

東村山の将来像等に関する意見を収集するため、幅広い世代の市民が東村山市の未来について対話するワークショップ等を開催し、めざす将来像等に関する意見を収集する。

エ 地域ごとの意向把握

地域ごとの住民の視点からまちづくりへの意見を収集するために、地域の特性や課題、将来像等について話し合う機会を設ける。

オ インターネットを活用した意向把握

郵送やワークショップ等では参加が難しい方からも意見をいただくために、容易にアクセスできるインターネットを活用した意向把握を実施する。

(3) 附属機関等での検討

審議会を設置する計画においては、策定に関して審議会への諮問を行い、市民や専門家等による大局的・専門的見地から意見、審議等をいただく。協議会においても同様に、計画策定の諸段階において意見、協議等をいただくため、会議を開催するものとする。

(第5次総合計画) 東村山市総合計画審議会

(都市計画マスタープラン) 東村山市都市計画審議会

(第2次人口ビジョン・総合戦略) 東村山市創生総合戦略推進協議会

(4) 市の内部検討体制について

市は、計画ごとに検討組織を設置して検討を行う。但し、検討組織は、構成員を同一にするなどして計画相互の連携、整合を図る。5計画の共通事項や連絡調整事項は、5計画等策定所管部連絡調整会議で連絡調整を行い、総合計画策定委員会において審議する。

また、計画策定にあたっては、関係部署における計画内容の検討、策定手続の実施など全庁的に取り組むものとする。

計画体制	第5次総合計画	都市計画マスタープラン	第2次人口ビジョン・総合戦略	公共施設等総合管理計画	市センター地区整備構想
各計画の検討を行う組織 (市長、副市長、教育長、部長職で構成)	総合計画策定委員会	(仮称)都市計画マスタープラン改定委員会	総合計画策定委員会	公共施設再生計画庁内検討会議 (副市長・担当次長で構成) ※経営会議(市長、副市長、教育長、部長職で構成)へ報告	市センター地区整備構想検討会議
5計画の共通事項に係る検討を行う組織	総合計画策定委員会 (市長、副市長、教育長、及び部長職で構成)				
	5計画等策定所管部連絡調整会議 (担当3部の部長及び担当次長で構成)				
	5計画等策定所管課部連絡調整会議 作業部会 (担当5課の課長以下で構成)				
5計画の内容の検討、策定手続を実施する組織	各計画に係る部署など庁内の全組織				

(5) 東村山市議会への報告等

5計画は、各計画の内容や策定段階によって、東村山市議会へ報告し、意見をいただきながら策定を進める。

このうち、第5次総合計画の基本構想案は、東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例第16条第3項に則り、市長から東村山市議会へ議案として提出し、市議会における審議・議決を経て決定する。

5. 策定の流れ

5 計画策定の流れは概ね次のとおりとする。具体的な策定手続は、策定過程で検討を行う。

	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
5 計画共通	5 計画間の調整・整合		
	基礎調査・分析		
第 5 次総合計画	現計画の総括・方向性の検討・基本構想案の検討		構想議決
	基本計画案の検討		
都市計画マスタープラン	現計画の総括	方向性の検討	計画案の検討
第 2 次人口ビジョン・総合戦略	人口分析・推計	人口の将来展望検討	計画案の検討
	現計画の総括・方向性検討		計画案の検討
公共施設等総合管理計画	現計画の総括	方向性検討	数値情報等更新、ロードマップ検討
	数値情報等更新、取組方策検討		
市センター地区整備構想	構想の概略検討	方向性の検討	
	計画確定		
	時点まとめ		

※この流れは、策定過程において随時見直しを図るものとする。

(参考)「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」抜粋

(基本理念)

第2条 自治の中心である市民並びに議会及び市長・職員は、市民一人ひとりの尊厳と自由を尊重し、情報を共有しながら、それぞれの役割と責務を果たし、公共の福祉の実現を目指します。あわせて、市民と市民、市民と市とが互いにつながり、支え合いながら、安心して希望ある自立した地域社会を創造していきます。

(基本原則)

第3条 自治を進める基本原則は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 情報共有の原則 市は、市民に対し、市政に関する情報を分かりやすく公表し、情報共有に努めます。
- (2) 市民参加の原則 市は、市民が自治の中心であることを基本として、市民の参加の下にまちづくりを進めます。
- (3) 協働の原則 市民及び市は、市内において活動をする個人・団体と互いに自らの意思と責任のもと、対等な関係で協働してまちづくりを進めます。

(総合計画)

第16条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るために、最上位計画として総合計画を策定します。

- 2 総合計画は、基本構想及び基本構想の実現を図るための計画により構成されます。
- 3 前項の基本構想の策定にあたっては、議会の議決を経るものとします。
- 4 市は、各政策分野における計画を策定し、又は変更するときは、総合計画の趣旨に則り行います。